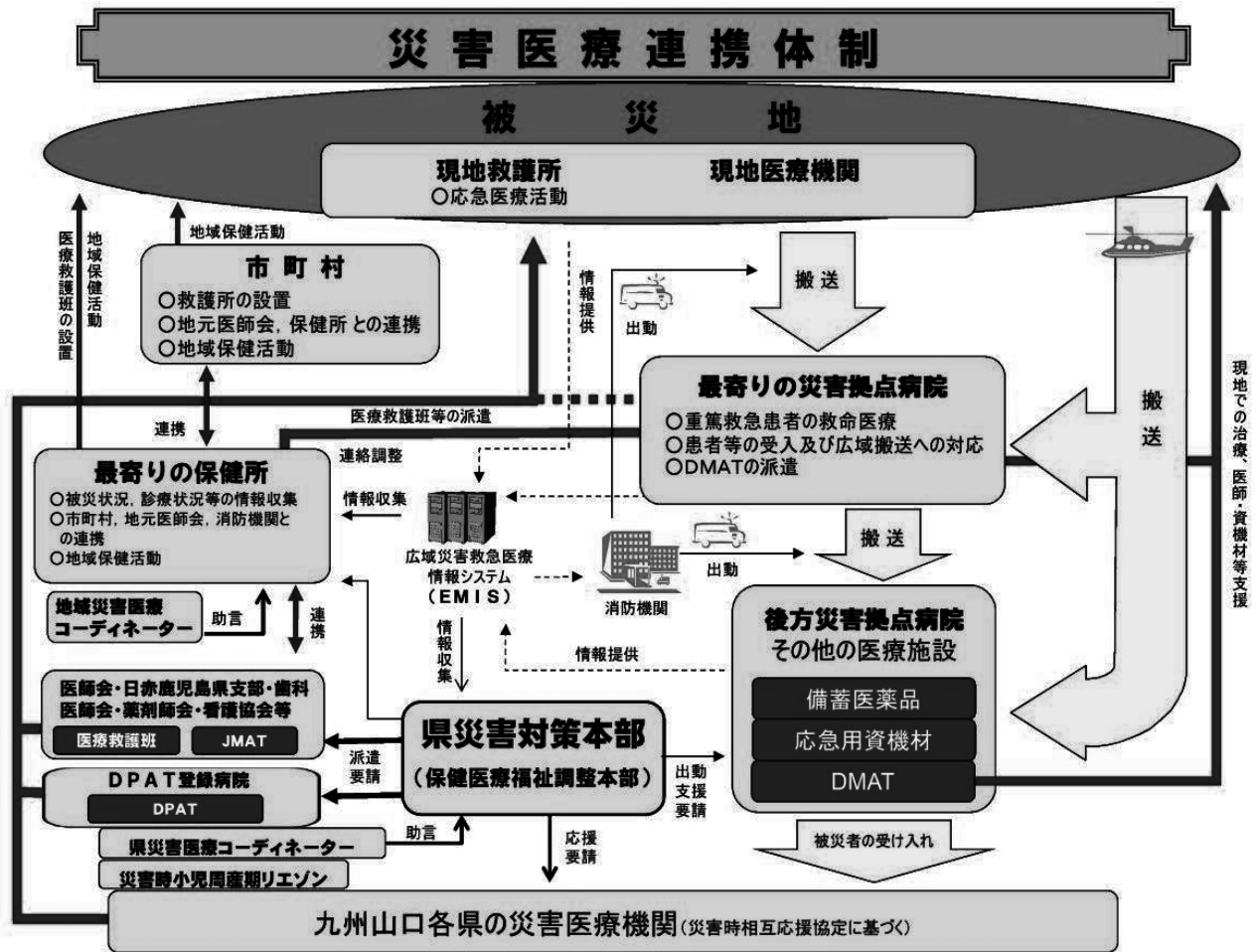


【図表資-5-252】奄美保健医療圏 救急医療の医療連携体制表

	救護	初期救急医療	入院救急医療 (第二次救急医療)	救命医療 (第三次救急医療)	救命後の医療
目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の者による救急要請・救急蘇生法の実施 ・メディカルコントロール体制による救急救命士の適切な活動 ・救急医療の理解を深めるための地域住民への啓発 ・適切な医療機関への直接搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養希望者への退院支援 ・合併症、後遺症のある患者に対する慢性期の医療の提供
求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> 【住民等】 ・救急要請・救急蘇生法の実施 ・かかりつけ医の活用 【消防本部・救急救命士等】 ・実施基準に基づく適切な搬送及び医療機関の選定 ・精神科救急医療体制の連携 ・救急蘇生法等に関する講習会の実施 ・救急業務高度化協議会等のプロトコールに則した判断・処置 【救急業務高度化協議会】 ・救急活動プロトコールの策定・検証・改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者に対する外来診療 ・近隣医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・対応可能時間等の周知 ・在宅当番医制への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験を有する医師・看護師の常駐 ・その他医療関係職種への補助 ・必要な施設・設備の充実 ・早期のリハビリテーションの実施 ・初期救急医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・医療従事者に対する必要な研修の実施 ・多業種の業務分担 ・救急医療を要する患者のための専用病床又は当該患者のために優先的に使用される病床の保有 ・救急隊による患者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、患者の搬入に適した構造設備の保有 	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な救急患者の常時受入 ・高度な治療に必要な施設及び設備の充実 ・知識・経験を有する医師(救急科専門医等)・看護師の常駐 ・急性期のリハビリテーションの実施 ・メディカルコントロール体制の充実 ・地域の救命救急医療の充実強化への協力 ・多業種の業務分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・気管切開等のある患者の受入体制 ・遷延性意識障害等の後遺症を持つ患者の受入体制 ・精神疾患と身体疾患を合併する患者の受入体制 ・居宅介護サービスの調整
連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・レスポンス・タイムの確認 ・搬送先医療機関の選定、搬送手段の選定、患者の速やかな搬送(診療機能の事前周知、患者の搬送・受入れの実施基準活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れに必要な情報、受け入れ可能な時間帯、搬送方法等の事前共有 ・医療機関所有の搬送用車両を活用した転院搬送 			<ul style="list-style-type: none"> ・実施基準に基づく適切な患者の搬送及び医療機関の選定・受入れ、治療開始までの時間短縮 ・退院困難者の受入医療機関との連携

[大島支庁作成]

【図表資-5-253】奄美保健医療圏 災害医療の医療連携体制図



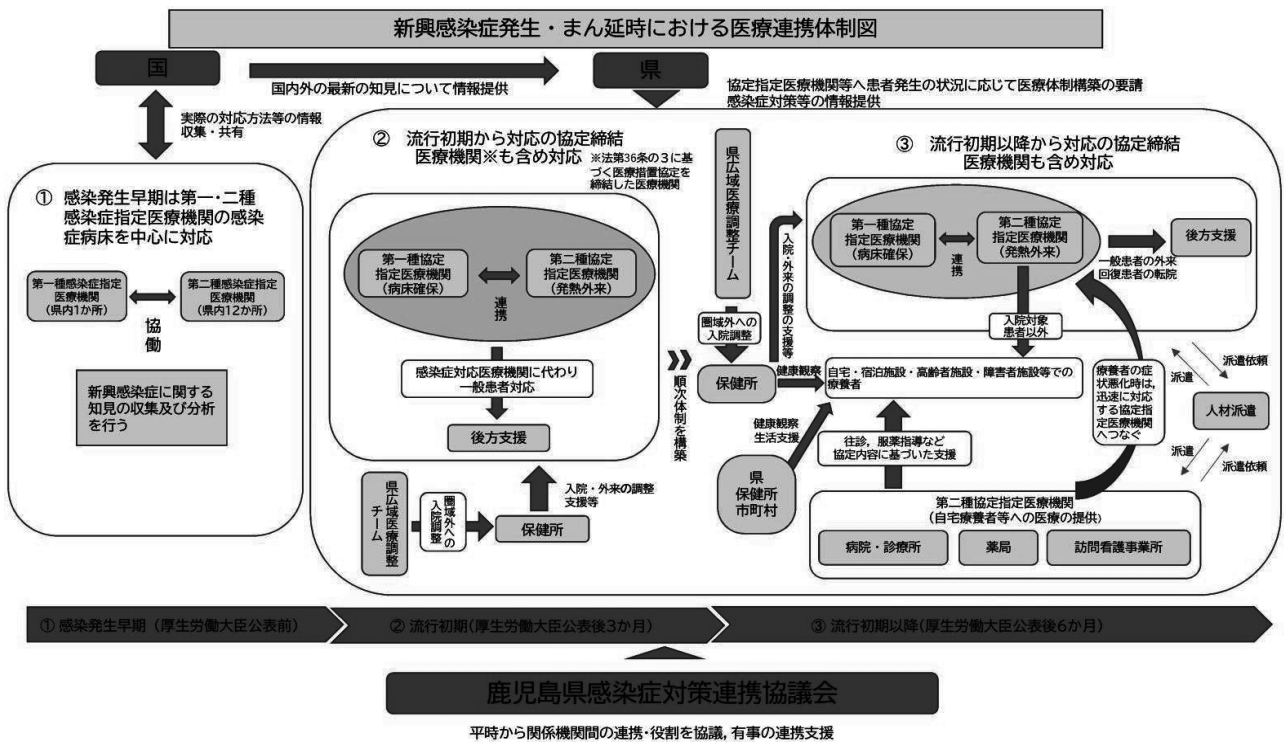
[大島支庁作成]

【図表資-5-254】奄美保健医療圏 災害医療の医療連携体制表

	災害拠点病院	救護班協力医療機関	その他の専門医療受入機関
求められる機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤患者の救命医療を行うために必要な施設、設備、医療従事者の確保 ・DMATを保有し、その派遣体制の維持 ・多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッドの確保 ・診療機能を有する施設が耐震構造 ・通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保 ・衛星電話の保有と、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備 ・特殊な災害に対する施設、整備 ・被災時における生活必需基盤の維持体制 ・水、食料、医薬品、医療資機材等の3日分程度の備蓄 ・対応マニュアルの整備、研修、訓練等による人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における応急医療や被災者に対する感染症の蔓延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスクア等を実施する医療従事者の派遣（チームを構成した者に限らず、医師、薬剤師、看護師等の医療従事者を1名でも被災地へ派遣することについて協力できることを意味する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器対応医療機関 災害時に人工呼吸器を装着している在宅療養患者の入院受入対応 ・在宅酸素療養対応医療機関 災害時に在宅酸素療養者への入院受入対応 ・透析治療対応医療機関 災害時に透析治療を要する方への受入処置対応

[大島支庁作成]

【図表資-5-255】奄美保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療の医療連携体制図



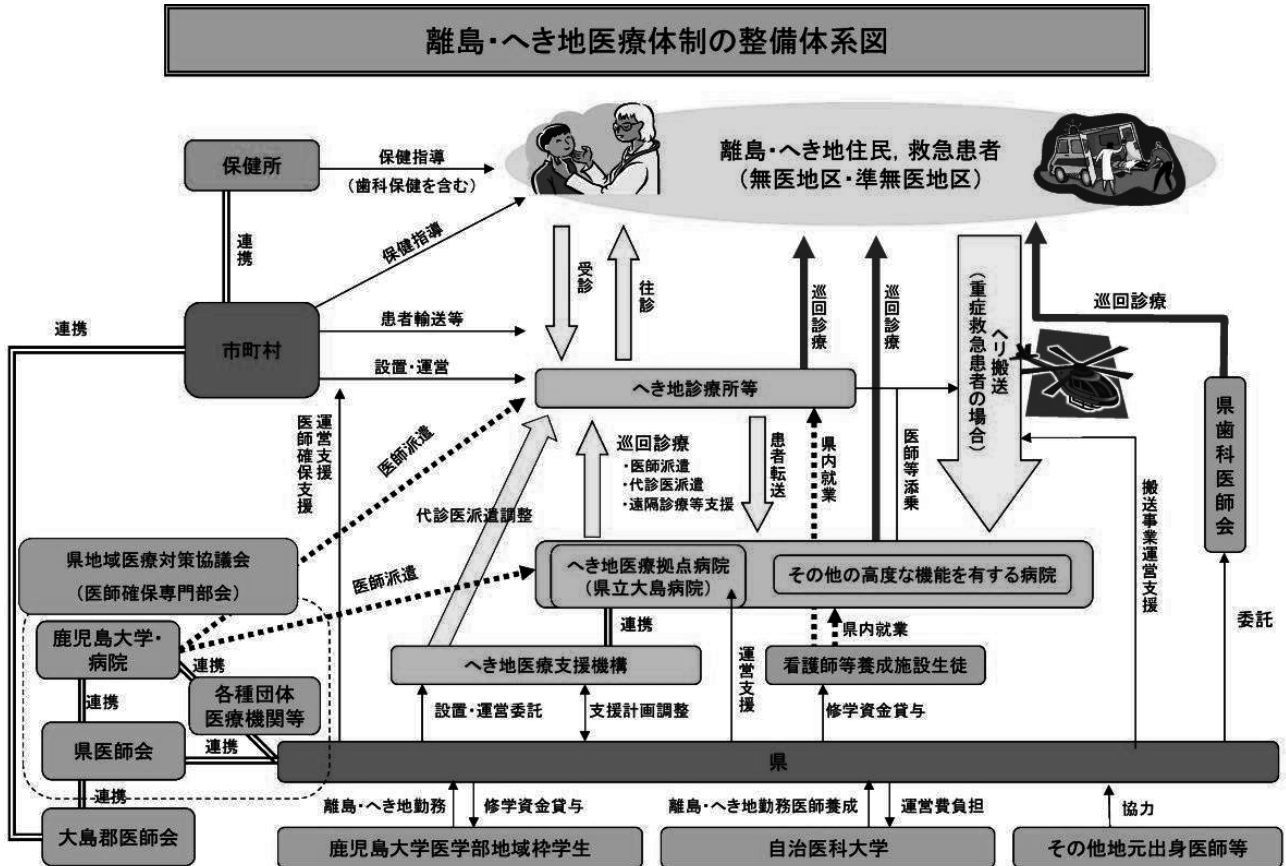
[県健康増進課作成]

【図表資-5-256】奄美保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療の医療連携体制表

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関 (協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> 確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施すること。 県からの要請後速やかに即応病床化すること。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有し、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、発熱外来を行うこと。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業者間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、医療の提供を行うこと。 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。 関係機関と連携し、感染症患者以外の受入を行うこと。 自治体、医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上の医療従事者の派遣をすること。 自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]

【図表資-5-257】奄美保健医療圏 離島・へき地医療の医療連携体制図



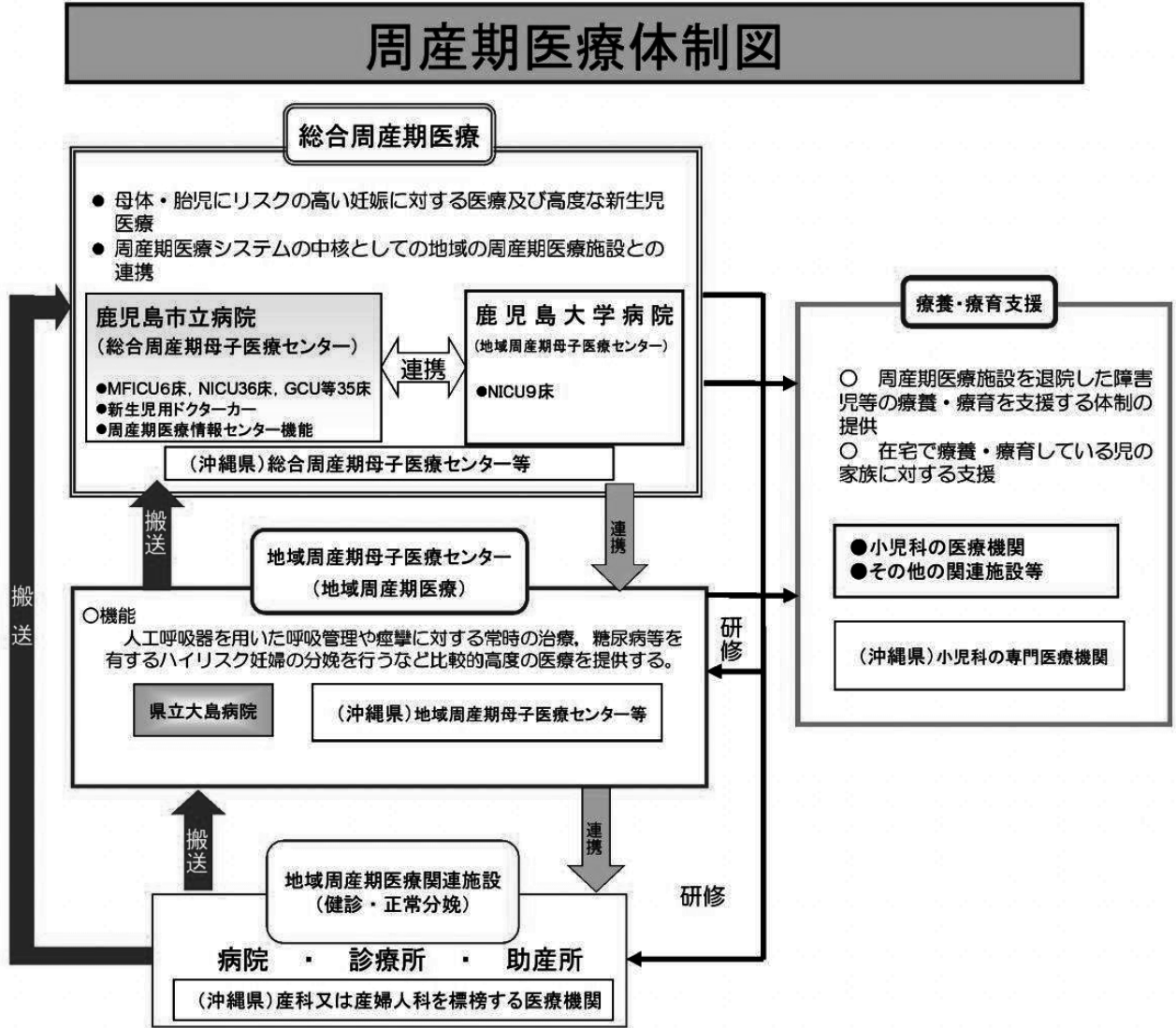
[大島支庁作成]

【図表資-5-258】奄美保健医療圏 離島・へき地医療の医療連携体制表

	保健指導等	離島・へき地における医療	離島・へき地診療を支援する医療
目標等	・無(歯科)医地区等における保健指導等の提供	・無(歯科)医地区等における医療の確保 ・専門的な医療や高度な医療を提供する医療機関へ搬送する体制の整備	・診療支援機能の向上
求められる機能等	・保健師等による保健指導の実施 ・地区の保健衛生状態の把握 ・保健所, 最寄りへき地診療所等との緊密な連携の下に地区の実情に即した活動	・プライマリケアの診療が可能な医師等の確保 ・巡回診療の実施 ・必要な医療機器等の整備 ・遠隔医療システム等を活用した医療連携による適切な医療の提供 ・へき地医療拠点病院等における研修への参加 ・オンライン服薬指導の実施	・巡回診療による医療の確保 ・へき地診療所への代診医当の派遣(継続的な医師派遣も含む。)及び技術的指導, 援助 ・離島・へき地の医療従事者に対する研修の実施, 研修施設の提供 ・遠隔診療等の実施による各種診療支援 ・高度診療機能による, へき地医療拠点病院の診療活動の援助 ・オンライン服薬指導の実施
連携等		・ヘリ等による救急搬送体制の充実 ・へき地医療拠点病院等との連携 ・へき地診療所支援システムの活用	

[大島支庁作成]

【図表資-5-259】奄美保健医療圏 周産期医療の医療連携体制図



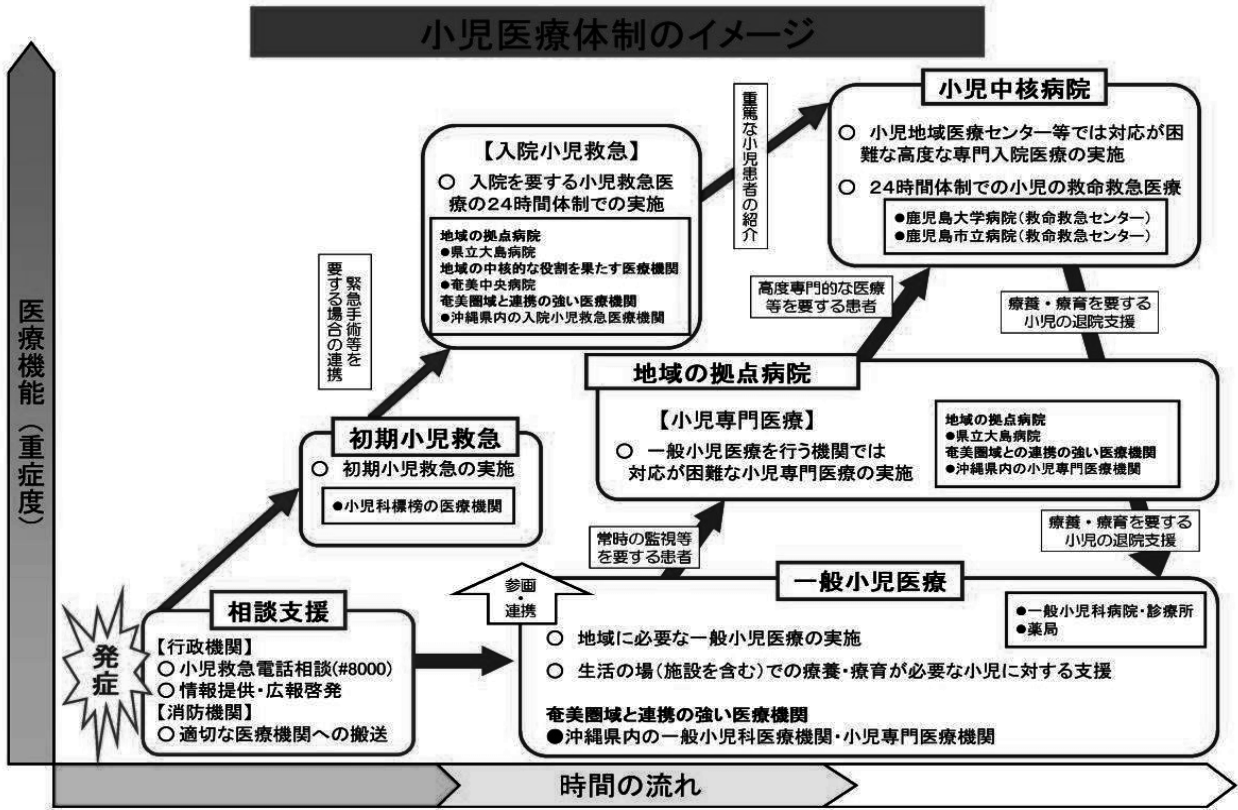
[大島支庁作成]

【図表資-5-260】奄美保健医療圏 周産期医療の医療連携体制表

	健診・正常分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・正常分娩(日常生活・保健指導, 新生児の医療相談を含む。) ・分娩前後の健診 	周産期に係る比較的高度な医療	母体・児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療	退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるための支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・正常分娩の対応 ・妊婦健診を含めた分娩前後の診療 ・他医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期に係る比較的高度な医療行為の実施 ・24時間体制での周産期救急医療(緊急手術を含む。) への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・母体・児にリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療の実施 ・周産期医療体制の中核としての地域周産期医療関連施設との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。) で療養・療育できる体制の提供 ・在宅で療養・療育している児の家族に対する支援
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・産科に必要とされる検査, 診断, 治療の実施 ・正常分娩の安全な実施 ・他の医療機関との連携による, 合併症や, 帝王切開術その他の手術への適切な対応 ・妊産婦のメンタルヘルスへの対応 ・緊急時の病態や緊急度に応じた適切な医療機関への搬送や平時からの地域周産期母子医療センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有すること ・緊急帝王切開術等比較的高度な医療を提供することができること ・新生児病室等の保有(NICUを設けることが望ましい) ・小児科において, 24時間体制を確保するために必要な医師及びその他の職員の配置 ・産科において帝王切開術が必要な場合, 迅速に手術への対応が可能となるような医師及びその他の各種職員 ・地域周産期医療関連施設からの救急搬送の受入, 総合周産期母子医療センター等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・産科及び新生児医療を専門とする小児科, 麻酔科その他の関係診療科を有すること ・常時の母体及び新生児搬送受入機関を有すること ・以下の設備を有すること ○母体・胎児集中治療管理室(MFICU) ○新生児集中治療管理室(NICU) ○新生児治療回復室(GCU) ○新生児用ドクターカー ○検査機能, 輸血の確保 ・MFICU, NICUの24時間診療体制を確保するために必要な医師及びその他の各種職員 ・災害対策として業務継続計画を策定し, 自県又は近隣県の被災時における積極的な物資や人員等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の管理が必要な児や, 気管切開等のある児の受け入れ ・児の急変時に備えた, 救急対応可能な病院等との連携 ・関係機関との連携による医療, 保健及び福祉サービス及びレスパイト入院等の調整 ・自宅以外の場における, 障害児の適切な療養・療育の支援 ・家族に対する精神的サポート等の支援
連携等	総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設との連携		療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)の共有	

[大島支庁作成]

【図表資-5-261】奄美保健医療圏 小児医療の医療連携体制図



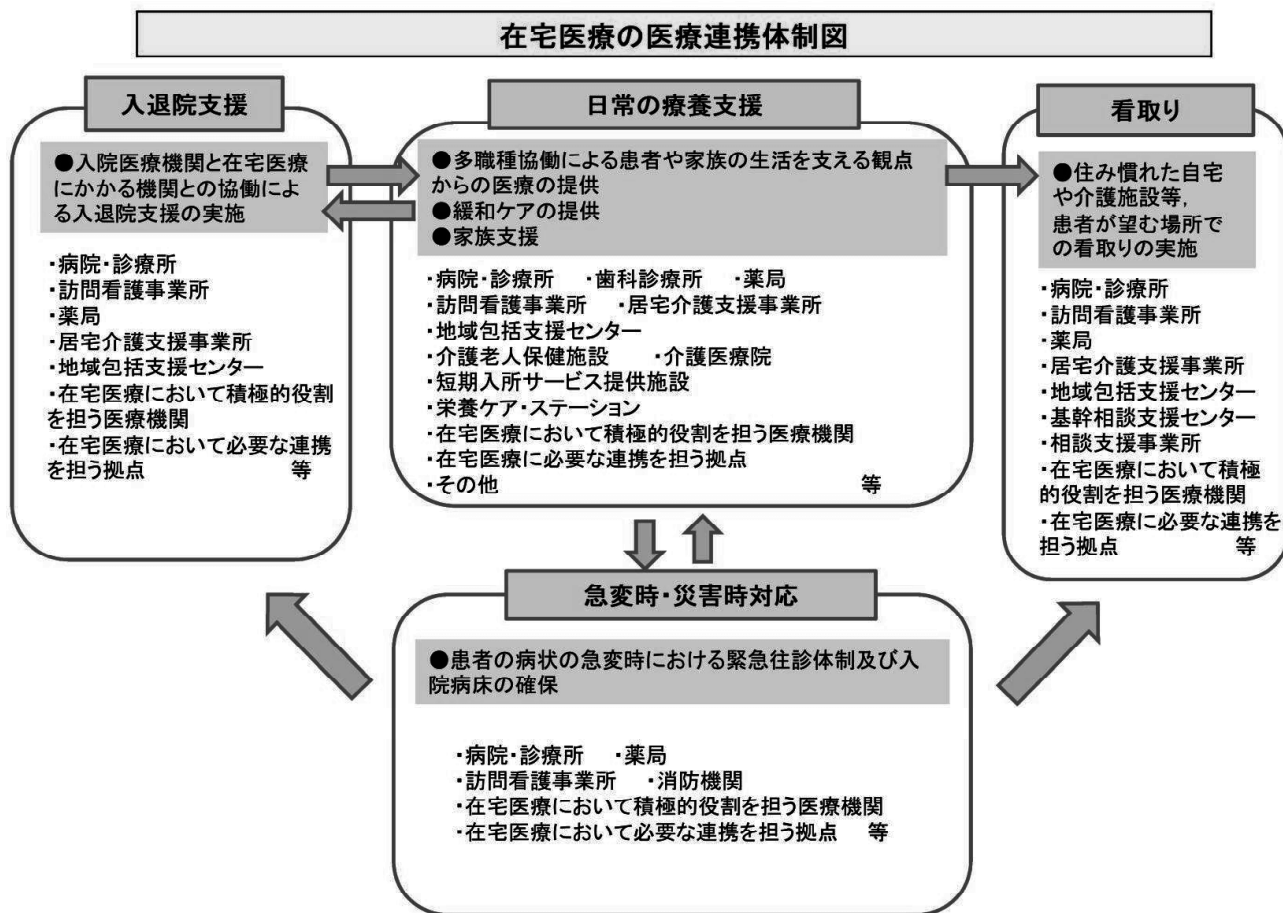
[大島支庁作成]

【図表資-5-262】奄美保健医療圏 小児医療の医療連携体制表

	【相談支援等】	【一般小児医療】	【小児地域医療センター】	【小児中核病院】
機能	●健康相談等の支援機能	●一般小児医療(初期小児救急医療を除く。)	●初期小児医療救急	●小児専門医療 ●入院小児救急
目標	・子どもの急病時の対応支援 ・地域の医療資源等の情報提供 ・救急時の蘇生法等の実施 ・かかりつけ医と適正な受療行動	・地域に必要な一般小児医療の実施 ・療養・療育が必要な小児に対する支援	・初期小児救急の実施	・一般の小児医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療の実施 ・入院を要する小児救急医療の24時間365日体制での実施
求められる事項	(家族等周囲にいる者) ・必要に応じた電話相談事業の活用 ・不慮の事故の原因となるリスクの排除等(消防機関等) ・事故予防や心肺蘇生法等の知識の家族等への普及 ・適切な医療機関への速やかな搬送等(行政機関) ・疾病予防や医療・保健・福祉サービス等の情報提供、適正な受療行動の啓発 ・小児救急電話相談事業(#8000)の啓発	・一般的な小児医療に必要なとされる診断・検査・治療の実施 ・軽症の入院診療 ・生活の場(施設を含む。)での療養・療育が必要な小児に対する支援 ・医療、介護及び福祉サービスの調整 ・慢性疾患の急変時に備えた、対応可能な医療機関との連携等 ・薬局による薬学的管理指導	・高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療 ・常時監視・治療が必要な患者等に対する入院診療 ・一般の小児医療機関及び高次機能病院との連携体制の形成 ・療養・療育支援を担う施設との連携、在宅医療の支援 ・高度薬学管理に対応した薬局との連携	・高度専門的な診断・検査・治療 ・療養・療育支援を担う施設との連携 ・小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療の実施 ・小児の救命救急医療の24時間365日体制での実施
連携		より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携		
		療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携		

[大島支庁作成]

【図表資-5-263】奄美保健医療圏 在宅医療の医療連携体制図



[大島支庁作成]

【図表資-5-264】奄美保健医療圏 在宅医療の医療連携体制表

医療機能	【入退院支援】		【日常の療養支援】	
目標	入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること		患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	
関係機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関
	①病院・診療所 ②介護老人保健施設	①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤居宅介護支援事業所 ⑥地域包括支援センター ⑦基幹相談支援センター ⑧相談支援事業所	①病院・診療所 ②介護老人保健施設	①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を果たす医療機関 ⑧在宅医療において必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 ⑬介護老人保健施設 ⑭短期入所サービス提供施設 ⑮地域密着型サービス事業所 ⑯介護医療院 ⑰基幹相談支援センター ⑱相談支援事業所
関係機関に求められる事項	①退院支援担当者等を配置している ②関係職種が入院初期から退院後の生活を見据えて支援している ③退院支援の時には患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護の資源の調整を行っている ④退院後の患者に起こりうる病状の変化やその対応について退院前カンファレンスや文書、電話等で在宅医療に係る院外関係機関との情報共有を図り、協働して退院支援ができる ⑤退院支援担当者の資質向上のため研修や実習の受講機会を設けている	①在宅療養者のニーズに応じた医療や介護、障害福祉サービスの調整を行っている ②医療や介護、障害福祉サービスの関係者間で在宅療養者に関する情報や計画を共有し、連携している ③小児や若年層の在宅療養者にも対応できる体制を確保している	①在宅療養支援のためのレスパイト入院の体制を整えている	①関係機関の相互の連携により在宅療養者のニーズに応じた医療・介護サービスの提供・調整を行っている ②医療や介護、障害福祉サービスの関係者が、地域ケア会議等に積極的に参加している ③地域包括支援センター等と協働し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスパイトを含む)を適切に紹介している ④がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を構築している ⑤身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理・リハビリ・栄養管理を適切に提供する体制を構築している ⑥医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している ⑦医療・介護の関係者間でポリファーマシー対策を進める上で連携を図る ⑧患者の状態に応じた栄養管理を行うことや適切な食事提供に資する情報を提供するための体制を構築している ⑨医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示により、在宅療養患者の病態に応じて、適切な時期にサービスを提供する ⑩災害時にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定している
連携方法	①入院当初から、病院等の医師及び看護師、退院支援担当者等が連携を図り、患者の退院後の療養生活を考えた治療等療養支援ができる ②院内関係者間に限らず、院外関係者とも連携を図り、協働して退院に向けた支援ができる	①在宅療養者の入院中から入院医療機関の医師および看護師、退院支援担当者と連携し、在宅療養への移行支援ができる ②在宅療養者の病状や治療方針、家族構成及び療養環境等の情報を踏まえたケアプランを作成し、退院直後から支援できる		①日常において、他のサービス提供機関とサービス担当者会議や文書等を通じて、在宅療養者及び家族等の情報共有や意見交換を行い、支援体制を構築している ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている ③多職種が、事例検討会や連絡会等に参加し、それぞれの役割や活動範囲等を把握し、職種間の連携強化に努めている ④24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関間との連携により対応できる体制を確保している ⑤在宅療養者の個別課題解決にとどまらず、在宅医療を推進するための地域支援ネットワークの構築や地域の課題発見などに資するために、地域包括支援センターや市町村が開催する地域ケア会議を活用する ⑥医療や介護のサービス事務所が限られている離島やへき地においては、市町村や地域包括支援センターがNPO・ボランティア等と協働した支え合いの体制を構築できるよう支援を行う
	①双方の関係者が、カンファレンスやサービス担当者会議への出席や文書等により、療養患者や家族等に関する情報の共有を図る ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている			

【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】

関係機関	①在宅療養支援病院、②在宅療養支援診療所
目標	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと 患者の家族等への支援を行うこと
求め係ら機れ関る事項	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時における診療の支援を行うこと ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること ③臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること ④災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと ⑤地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ⑥入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

医療機能	【急変時・災害時対応】	【看取り】
目 標	患者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること	住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること
関 係 機 関	在宅医療に係る機関 ①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④消防機関 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点	入院医療機関 ①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関
	在宅医療に係る機関 ①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑤在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑥居宅介護支援事業所 ⑦地域包括支援センター ⑧訪問介護事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩グループホーム ⑪基幹相談支援センター ⑫相談支援事業所	在宅医療に係る機関 ①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関
関 係 機 関 に 求 め ら れ る 事 項	①急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者や家族等に提示している ②急変時、在宅療養者や家族から求めがあった際に、24時間対応可能な体制を確保しているか、又は対応困難な場合でも、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等と連携し、24時間対応が可能な体制を確保している ③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている ④日常の支援・症状悪化等の予測対応できる専門職の確保や職員の研修や実習を行っている ⑤円滑に入院医療へ繋げるため、事前から入院先として想定される病院・有床診療所と情報共有を行う。急変時対応における連携ルールを作成する等、地域の在宅医療に関する協議の場も活用し、消防関係者を含め、連携体制の構築を進める	①急変時において、無床診療所等からの相談に対応し、必要に応じた一時受け入れを行っている ②重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築している ③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている ④受入についてのルール等病院内外の関係者と情報を共有している
連 携 方 法	①症状悪化の早期発見が出来るよう、サービス提供者間で個別の情報を共有できる体制がある ②急変時の支援体制について個々の在宅療養者に応じ、関係医療機関等と事前に機能連携、機能分担を整理しておく	①24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある ②緊急時受入の申出に円滑な受入ができるよう医療機関内の連携体制を整備している ③患者・家族の状況や治療に対する意向を十分ふまえた支援ができる ④在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院は、地域の在宅医療に係る機関と事前に連携し、円滑な診療体制の確保に努めている
	①急変時に円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している ②急変時対応後に、カンファレンス等により在宅医療と医療機関等間の情報の共有を図り、在宅医療再開の支援を始めている ③日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的にに行い、顔の見える関係づくりに努めている	①在宅療養者自身が終末期の迎え方について自己決定できるよう、本人及び家族等に対し、必要な支援をしている ②24時間対応、急変時や終末期療養において、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある ②急性期医療とは異なり、患者・家族の望む療養に沿った支援ができる

【在宅医療に必要な連携を担う拠点】	
関係機関	①大島郡医師会在宅医療連携支援センター、②奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町(各市町村地域包括支援センターを含む)
目 標	・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること ・在宅医療に関する人材育成を行うこと ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと
求 関 係 機 関 に 関 連 する 事 項	①地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等の実施 ②地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整の実施 ③質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関との連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進 ④在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有 ⑤在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施

[大島支庁作成]